

北中学校、早稲田中学校及び瑞穂中学校の適正規模・適正配置に
向けた今後の方針について

令和8年1月16日

三郷市教育委員会

日頃から教育行政に対しまして御理解、御協力を頂き誠にありがとうございます。

さて、三郷市教育委員会では、三郷市立小・中学校教育環境整備計画（令和2年3月改定）に基づく学校の適正規模・適正配置の観点から、隣接する北中学校、早稲田中学校及び瑞穂中学校の通学区域の変更について、三郷市立小・中学校通学区域編成審議会に諮問しました。審議では、通学時の安全も含めて様々な意見が交わされ「早稲田小学校の通学区域のうちJR武蔵野線以南の北中学校及び早稲田中学校の通学区域については、令和9年4月から瑞穂中学校の通学区域とする」との答申を頂きました。

これを受け、下記のとおり今後の方針を定めましたのでお知らせいたします。

記

1 通学区域

令和9年4月から北中学校、早稲田中学校及び瑞穂中学校の通学区域を別紙のとおり変更する。

2 理由

- (1) JR武蔵野線を境として通学区域を分けることで、通学時の安全性が高まることが見込まれるので、生徒が安心して登校できると考えられる。
- (2) 早稲田中学校と瑞穂中学校の生徒数のバランスが良くなる。
- (3) 今後、推計されている北中学校の生徒数・学級数の増加に対して抑制効果が見込まれる。
- (4) 周知期間を考慮して令和9年4月から適用することが望ましい。

3 経緯

令和 2 年 3 月

三郷市立小・中学校教育環境整備計画改定（北中学校が 3・1 学級以上の過大規模校になると推計）

令和 7 年 9 月

三郷市立小・中学校通学区域編成審議会に諮問

令和 7 年 9 月～11 月

三郷市立小・中学校通学区域編成審議会で全 3 回の審議

令和 7 年 11 月

三郷市立小・中学校通学区域編成審議会から答申

令和 8 年 1 月

三郷市教育委員会の方針策定

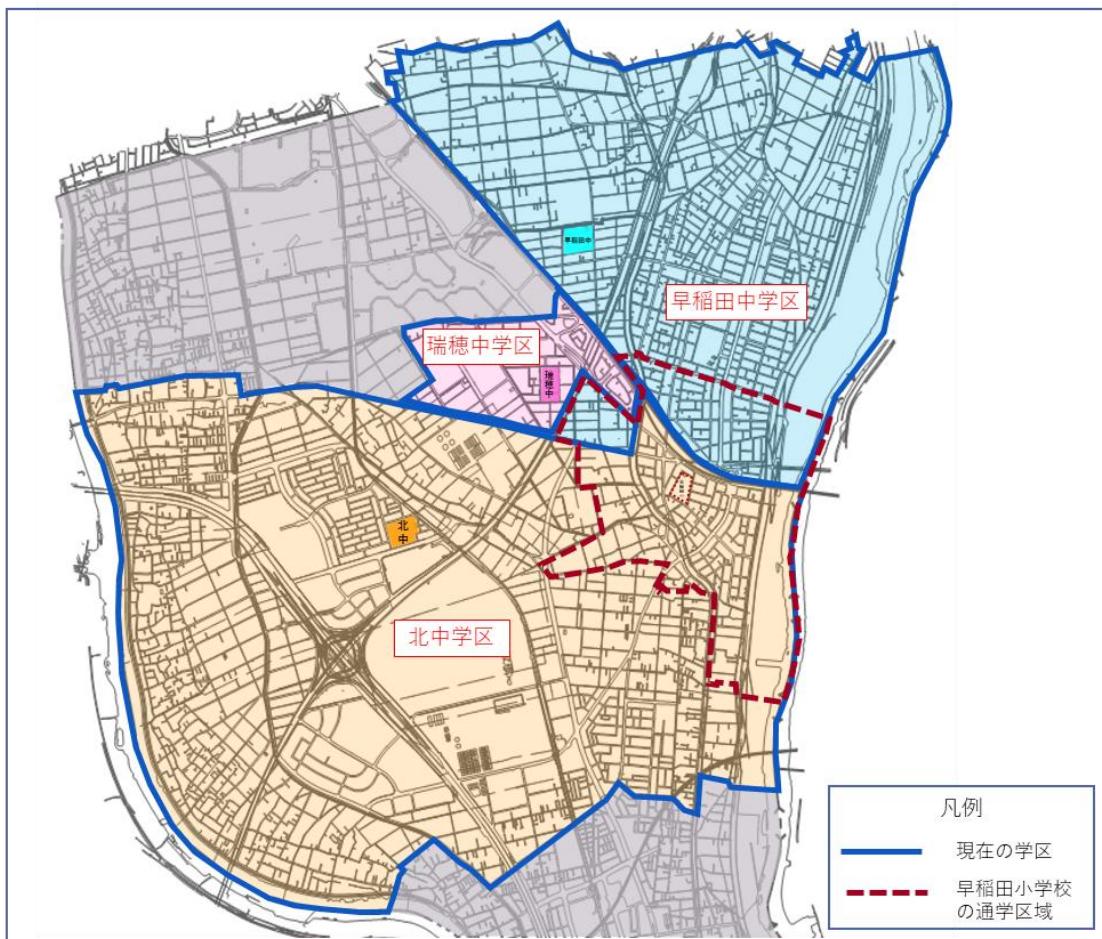
4 経過措置等

- (1) 既に在籍している生徒に対しては、引き続き同じ学校に通学できるよう経過措置を設ける。
- (2) 兄姉が北中学校在籍中であれば、希望に応じて弟妹も北中学校に入学できるよう配慮する。
- (3) 今回、通学区域が変更されることもたちに対しては、令和 9 年度から令和 10 年度までの期間、早稲田中学校も選べる措置を設ける。
- (4) 通学区域変更を決定する前に、児童生徒や保護者、地域住民の意見を聞く機会を設ける。

担当 学校教育部教育総務課教育環境整備室

電話 048-930-7830（直通）

通学区域変更前



通学区域変更後

